

「市民交流センター施設使用料の減免運用の見直しと社会教育関係団体登録制度について」に関するパブリックコメント 実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見を踏まえ、市の考え方を検討しましたので、ここに公表いたします。

■意見募集の期間 平成26年9月8日（月）～平成26年10月8日（水）

■意見の数 30（説明会において出された意見を含む）

■意見内容の概要

区分	件数
減免措置に関するもの	11件
激変緩和措置に関するもの	7件
社会教育関係団体登録に関するもの	1件
その他	11件

■市の対応の概要

採否の対応区分 記号	対 応 区 分	件数
○	採用し計画に反映させます	0件
□	案に反映済みです	0件
■	計画に反映させることはできませんが、事業実施の際に参考とします	13件
▲	意見として採用できません	17件
合計		30件

■意見の概要と市の対応

整理 番号	意見の概要	採否	採否の理由
1	減免がなくなると大変困る。	▲	市民交流センターの減免運用の見直しは、逗子市行財政改革基本方針における「受益者負担の適正化」に基づき行われるものであり、行政サービスを賄うために市民が税等を負担していることに鑑み、特定の個人に対する行政サー
2	今までお安く借りてありがたいことでしたが、会場費が上がると会議やおけいこの回数を減らさなければならぬと思うと困ったなと思っています。		

3	市民の活動の中心であり、大事な交流センターです。1人でも多くの市民が利用できるように減免を続けてください（使いやすい料金設定を！）		ビスに関してはサービスを受ける人が経費の一部を負担することで、市民に対する公平を保つという考え方によるものです。ご理解の上、ご協力をお願いいたします。
4	平成27年～も減免する範囲を作ってもらいたい。		
5	利用料の減免は大変助かっていた。これが倍額になる事は大変困る。利用場所が限られているので、今後の場所取りが困難になる。		
6	会員の構成年齢、会費等から減免運用の継続を切望します。（素直な感想は利用料の値上げが目的では）		
7	文化振興が進んだから、減免しない。これは違う。文化振興条例もある中で、まだまだ途中です。おかしいです。		
8	反対。		
9	来年度から指定管理者制度導入とのことで、指定管理者制度の目的は経費節減とサービス向上にあると認識している。今回の減免措置廃止はサービス向上に逆行するのではないか。	▲	今回の減免廃止による増収分はすべて指定管理者の収入となり、市民交流センターの設備の充実など、利用者へ還元されることとなります。今後ともより一層の経費削減とサービス向上を図っていきますので、ご理解をお願いいたします。
10	市民サービスとは、市民のニーズにあったサービスであるべきであり、減免措置を求める市民が多数いることを鑑み、柔軟な運用の余地を残してほしい。	■	社会教育関係団体に対する減免は、市長が特に必要なものと認めて減免が行われてきたものであり、今後の社会情勢により、同様もしくは別の形の減免が行われることもございますので、ご理解のほどお願いいたします。なお、社会教育関係団体に対する減免は廃止の予定ですが、社会参加・市民活動ポイント券Zenによる減免は継続されます。ご利用をご検討ください。

11	社会教育関係団体に対する減免をなくす理由は、社会教育がもう十分に振興したからととらえてよいのか。新しくできる団体に対する支援はいらないのか。	▲	社会教育関係団体に対する支援はある一定の成果があったと考えています。今後新しくできる団体に対しては、市民活動支援補助金や社会参加・市民活動ポイントシステムなど別の形で支援を継続していきます。
12	減免廃止の理由は理解しましたが、半額から全額は、かなりの負担になりますので、段階を経ての実施を希望します。	▲	激変緩和措置に関しては、元々が5割の減免であり、効果が大きくないことから難しいと考えております。なお、社会参加・市民活動ポイント券Zenによる減免措置を料金の一部の充当も可能とするなど、一層多くの方に使いやすく制度を改定することを検討しておりますので、ご利用をご検討ください。
13	段階的な減免をお願いします。		
14	一度に値上げせず、徐々にUPするようにして欲しい。		
15	激変緩和への考慮を十分してほしいと思います。もっと気軽に使えるコミュニティ場が必要。		
16	いきなり減免ではなく、3割負担とか2割負担というように段階をふんでいってもらえればありがたいのですが。		
17	減免措置が全面的廃止はきつい。料金の値下げが5割減免を例えば3割減免といった段階的措置を願いたい。		
18	鎌倉市の生涯学習センターでは教育関係の団体は5割減免、市と共催にすると10割の減免であり、高齢化時代を迎え、高齢者の生きがいづくりによる健康増進を奨励している。減免措置の廃止は、一時的な増収にはなるが、長い目で見れば、高齢者の医療費の削減につながることから将来的な減収を考えて減免を継続する意義がある。また、いきなりの減免廃止ではなく、段階的な緩和措置を講じてほしい。		

19	市の施設の減免撤廃と、社会教育団体登録の廃止とは別の問題である。社会教育団体については社会教育法に規定されていることで、はっきり分けて検討すべきである。登録廃止は問題である。この際、社教団体の規定を明確化に登録制度を残し、社会教育復興すべきである。	■	社会教育関係団体登録制度は、市民交流センターの減免措置の運用のため、社会教育関係団体に登録をもとめる制度であり、今回の減免措置廃止により、その役割を終えることから廃止いたしますが、社会教育関係団体に対する支援は今後とも行っていきます。
20	3時間同一料金は困ります。	■	使用時間区分に関しては、指定管理者制度導入後、指定管理者との協議により柔軟な運用も可能と考えております。ご意見を参考にさせていただきます。
21	使用時間を1時間毎にしてほしい。		
22	交流センターで、コーラスの場合は2時間でも出来るので、今のような3時間単位ではなく、500 円/1 時間にさせていただけると助かります。		
23	現行の三時間区分では使いにくい面がある。今後区分の変更や柔軟な運用は考えられないか。		
24	市民交流センター1階のフリースペースを、もっと有効活用できるように工夫してほしい。(パーテーションの活用など) 現状は学生の勉強場所になっている問題も工夫されたし。	■	ご意見を参考に、運用を工夫して参ります。
25	私達にとっては重要な施設です。もっと場所をとり易ければと思います。	■	現在は、行政による公用での使用が多いことから、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、平成 27 年度より、指定管理者制度導入に伴い、行政使用に関しても利用料金を支払うことになるため、市民団体等の使用枠が増加する見込みです。ご理解のほど、よろしくお願い致します。
26	会場がとれません。先行予約が多すぎます。		
27	PM9時終了でなく、10時になりませんか。	■	利用状況を鑑み、指定管理者制度導入後に検討していきます。

28	営利企業などの利用とボランティアをベースとする市民団体の使用料に差をつけるなど、団体について精査してほしい。	■ 現在も営利企業の商品紹介を伴う生涯学習に関するセミナー等は商業利用として3倍の使用料をいただいています。ただし、営利企業であっても、営利を目的としていないセミナー等については、生涯学習の目的と適うことから、利用を認めております。団体についての精査は難しいと考えておりますが、利用状況を確認し、適切でない利用については精査して参りますのでご理解のほどお願いいたします。
29	指定管理者制度導入後も一層のサービス向上と気持ちよく利用できる施設運営をお願いしたい。	■ ご意見を参考にさせていただきます。
30	第5会議室は多くある会議室の中で防音装置の付いているたったひとつの部屋であるので、防音装置がついていないと活動できない団体を優先してほしい。	■ 第5会議室は音楽専用の部屋ではなく、簡易防音であることから、静かな環境を望む音楽以外の団体の使用のご希望があります。多くの団体に公平に使っていただきたく、運用を行っておりますので、どうぞご理解ください。ご意見は参考にさせていただきます。